

令和6年11月定例会

厚生委員会資料
(子ども未来部)

秋田市児童館条例の一部を改正する件について

1 改正の背景

- ・本市の児童館、児童センターは、放課後の児童の安全・安心な居場所として各小学校の近隣に設置し運営している。
- ・下北手児童センターは、令和7年4月から広面小学校との統合によって閉校となる下北手小学校の学区内にあり、本市の児童館の設置は1小学校区1児童館を基本としていることから、同センターを廃止する。
- ・広面小学校の学区内には、学校と隣接して広面児童館を設置している。

2 下北手児童センターの概要

- (1) 所在地 下北手松崎字谷崎219番地
- (2) 敷地面積 1,144.00m²
- (3) 床面積 405.29m² (木造平屋建)
- (4) 建築年度 平成11年建築 (築25年)
- (5) 児童数 下北手小学校22人 (令和6年12月1日現在)

3 利用状況

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
平日利用者(平均)	26	29	16	13	2
土曜利用者(平均)	4	4	2	1	1

※令和6年度は、11月末までの実績

4 今後の予定

- 令和6年12月 施設利用者へ周知
令和7年 1月 広面および下北手小学校児童へ周知
2月 広報あきた掲載
4月1日 閉館

5 周辺見取図



6 位置図および建物写真



秋田市児童館条例新旧対照表

改 正 案	現 行																
<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="209 474 754 734"> <thead> <tr> <th data-bbox="209 474 432 524">名 称</th> <th data-bbox="435 474 754 524">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="209 528 754 577">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="209 582 754 680" style="border: 1px dashed black;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="209 685 754 734">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	(略)				(略)		<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="841 474 1386 734"> <thead> <tr> <th data-bbox="841 474 1064 524">名 称</th> <th data-bbox="1067 474 1386 524">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="841 528 1386 577">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="841 582 1064 680">秋田市下北手 児童センター</td> <td data-bbox="1067 582 1386 680">秋田市下北手松崎字 谷崎219番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="841 685 1386 734">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	(略)		秋田市下北手 児童センター	秋田市下北手松崎字 谷崎219番地	(略)	
名 称	位 置																
(略)																	
(略)																	
名 称	位 置																
(略)																	
秋田市下北手 児童センター	秋田市下北手松崎字 谷崎219番地																
(略)																	

秋田市子ども福祉医療基金の廃止について

子ども福祉医療基金は、子ども福祉医療制度の安定的な運営のため設置したもので、平成26年度から毎年医療費等に充当し、令和6年度で使い切ることから、同基金を令和7年4月1日で廃止とする。

1 基金の概要

(1) 設置の経緯

子ども福祉医療基金は、平成25年6月に設置し、平成26年度から令和5年度までの10年間分の子ども福祉医療費の給付に要する資金として12億円を積み立てた。

(2) 廃止の理由

ア 秋田県が令和6年8月から補助制度を拡充したことにより、給付費の1/2相当の額が県の補助を受けられ、安定した財源が見込める。

イ 同基金は、平成26年度から10年間の給付に要する資金に充てるため創設しており、当初の目的は果たしている。

(3) 取崩状況

- ・当初積立額 1,200,000千円
- ・運用益 3,964千円
- ・取崩額 1,203,964千円

(単位：千円)

年度	積立額	運用益	取崩額	備考
平成25年度	1,200,000	294	-	・乳幼児の所得制限緩和 ・対象を小学生まで拡大
平成26年度	-	672	74,978	
平成27年度	-	552	79,988	
平成28年度	-	375	94,900	・対象を中学生まで拡大
平成29年度	-	414	77,145	
平成30年度	-	428	99,191	
令和元年度	-	325	94,231	
令和2年度	-	282	116,663	・乳幼児の所得制限撤廃 ・小学生の所得制限緩和
令和3年度	-	264	146,476	
令和4年度	-	183	140,807	
令和5年度	-	134	236,884	・中学生の所得制限緩和 ・対象を高校生年代まで拡大
令和6年度	-	41	42,701	・全ての所得制限を撤廃
計	1,200,000	3,964	1,203,964	

2 スケジュール

- 令和7年2月 2月定例会へ基金廃止条例案を提案
- 3月 基金条例の廃止を議決
- 3月下旬 基金残高を給付費へ充当
- 4月1日 基金廃止

「（仮称）第4次秋田市子ども・子育て未来プラン」（案）について

（仮称）第4次秋田市子ども・子育て未来プラン（以下「第4次プラン」という。）について（案）を作成したところであり、概要については以下のとおりである。

1 第4次プランの主なポイント

(1) 構成および施策体系について

ア 現行の第3次プラン同様の3部構成とし、施策・事業の継続性を考慮して7つの基本目標と19の基本施策についても引き継ぐ。（次ページに記載）

イ 基本施策ごとの目標指標の見直しを行い、新たに指標を加えるほか、目標値の修正を行う。

(2) 量の見込みと確保方策について

ア 令和6年2月から3月にかけて実施したニーズ調査により把握した利用状況や利用希望、計画期間における児童数の推計、利用実績により量の見込みを算出し、見込みに対しての提供体制の確保の方策を設定

イ 児童福祉法および子ども・子育て支援法の改正により、新たに創設された「子育て世帯訪問支援事業」等の量の見込みと確保方策を追加

(3) こども計画との関係について

こども基本法第10条第2項に基づく市町村こども計画の策定を令和7年度に予定しており、第4次プランはその一部として位置付ける。

2 策定経過および今後のスケジュール（予定）

時 期		内 容
令和6年	5月	第1回子ども・子育て会議（概要説明）
	6月	厚生委員会（概要説明）
	8月	第2回子ども・子育て会議（第3次プランの最終評価）
	11月	第3・4回子ども・子育て会議（第4次プラン案の審議）
	12月	パブリックコメント、市民100人会 （12月6日から1月6日まで実施） 厚生委員会（第4次プラン案の報告）
令和7年	2月	第5回子ども・子育て会議（最終案の審議）
	3月	厚生委員会（最終案報告）
		第4次プラン策定・公表

3 参考

(1) 第4次プランの構成

- 第1部 総論編・・・計画の概要、現在の状況、基本的な考え方を記載
 第2部 各論編・・・基本目標、基本施策ごとの取組・事業を記載
 第3部 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業等の量の見込みと
 確保方策・・・前ページ1(2)に記載のとおり

(2) 第4次プラン体系表

基本目標	基本施策
1 質の高い幼児教育・保育の総合的な提供	幼児教育・保育環境の充実
	幼児教育・保育の質の向上
	多様な保育ニーズへの対応
2 地域における子ども・子育て支援の充実	地域における子育て支援の充実
	放課後児童対策の充実
3 妊娠期からの切れ目ない支援	妊産婦・乳幼児に関する切れ目ない保健対策の充実
	食育の推進
	小児医療への支援
4 次代を担う子ども・若者の育成支援の充実	こどもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備
	家庭や地域の教育力の向上
	青少年健全育成活動の推進
	次代を担う若者の育成支援
5 ワーク・ライフ・バランスの推進	ワーク・ライフ・バランスの推進
6 安全・安心な生活環境の整備	こどもの安全確保
	子育てを支援する生活環境の整備
7 こどもと家庭へのきめ細かな支援	児童虐待防止対策の充実
	ひとり親家庭の自立支援の推進
	障がい児等に対する支援の充実
	子育てに係る経済的支援の充実